

別表1

1 通常の私立学校等の設置認可の場合（標準処理期間16月）

区分	開校の前々年度	開校の前年度	開校年度
私立学校 審議会	1次審査 (説明) (諮問) (回答)	現地調査 → 最終審査 (答申)	
県	受理・審査 審査結果通知 (10月末日まで)	学校設置認可 (10月末日まで)	
申請者	設置認可申請書提出 (6月末日まで) 建築工事着工	生徒募集	開校

2 校舎の建築工事が不要な私立学校等の設置認可の場合（標準処理期間6月）

区分		開校の前年度	開校年度
私立学校 審議会		1次審査 (説明) (諮問) (回答)	現地調査 → 最終審査 (答申)
県		受理・審査 審査結果通知	学校設置認可 (12月末日まで)
申請者		設置認可申請書提出 (6月末日まで)	生徒募集 → 開校

3 上記以外の設置、廃止及び変更の認可の場合（標準処理期間4月）

区分		開校、廃止及び変更の前年度	開校、廃止 及び変更年度
私立学校 審議会		審査 (説明) (諮問) (答申)	
県		受理・審査 設置、廃止及び変更認可 (10月末日まで)	
申請者		設置、廃止及び変更認可申請書提出 (6月末日まで)	開校、廃止、 及び変更

※ 幼保連携型認定こども園に移行する幼稚園の廃止の認可の場合、上記にかかわらず、廃止認可申請書提出(11月15日まで)、廃止認可(3月末日まで)、(標準処理期間135日)とする。

## 別表2

認可申請時に申請者が私立学校審議会において説明を要するもの

〈設置〉

区分	内容
学校	私立学校、私立専修学校、私立各種学校
部	私立特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部、高等部
課程	私立高等学校及び中等教育学校(後期課程)の全日制、定時制、通信制
	私立専修学校の高等課程、専門課程、一般課程
	私立特別支援学校の高等部における通信教育の開設
学科	私立高等学校及び中等教育学校(後期課程)の学科
専攻科	私立高等学校及び中等教育学校(後期課程)の専攻科
別科	私立高等学校及び中等教育学校(後期課程)の別科

〈変更〉

区分	内容
目的	私立専修学校 ※

※は、専修学校の分野の新設・追加に限る。